

第9回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年1月10日（火）

中央公民館 講堂

第9回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和5年1月10日（火）
- 2、開催場所 中央公民館講堂
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫
- 4、出席委員（16名）

1番	平賀久雄	3番	小川一成
4番	宍倉喜八郎	5番	川寄篤之
6番	増田健二	7番	平賀武
8番	加藤岡一弘	9番	内山充弘（会長職務代理者）
10番	中村和敏	11番	川嶋一美
12番	板倉小百合	13番	内海亮一
14番	梅原英男	15番	齋藤重幸
16番	鵜澤英夫（会長）	17番	今関喜明
- 5、欠席委員（1名）

2番	齊藤義信
----	------
- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～5)
 - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第5 議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供について
(賃借料情報)
 - 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について
 - 第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
 - 第8 議案第6号 非農地判断について（整理番号1～46）
 - 第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1)

- 第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1～2)
- 第11 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて
(整理番号1)
- 第12 報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出につ
いて(整理番号1)
- 第13 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	副主幹	石井勇
主査	千葉利憲	主任書記	戸田久子

◎開 会

○議長 ただいまより、第9回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は17名中16名で、定足数に達しておりますので、第9回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、齊藤義信委員から所用のため欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、小川一成委員及び宍倉喜八郎委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第1号、整理番号1から5についてを説明お願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は北今泉字中東之腰、地目、畑の1筆、面積764平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、右の中付近に1-1と示す箇所

でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は南横川字原台中、地目、畑の1筆、面積106平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は隣接地と一体で管理するため、義務者は相手方の申出によるためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、右の下付近に1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の5ページから8ページまでとなっております。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は金谷郷字和田、字細田前、字高菅、地目、田の9筆、合計面積6,980平方メートル及び地目、畑の1筆、面積171平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は土地改良事業に伴い農用地に供するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置につきましては、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中付近に3つに点在して1-3と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の9ページから17ページまでとなっております。

次に、整理番号4、申請地は金谷郷字道坂、現況地目、畑の1筆、面積971平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は自宅から近く耕作しやすいため、義務者は相続財産を処分するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、左の中付近に1-4と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の18ページから21ページまでになります。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は金谷郷字金谷前、字葎谷、字高菅、字沖中次、地目、田の10筆、合

計面積4,266平方メートル及び地目、畑の2筆、合計面積621平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は相続財産を処分するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、左の中付近に3つに点在いたしまして1-5と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の22ページから32ページまでになります。

なお、整理番号1から5の権利者の農業従事日数及び農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

12月29日に電話にて権利者、義務者にお話を伺いました。

権利者、義務者は親類関係だそうです。義務者は以前より権利者に申請地の作付をお願いしていたそうですが、今回、経営規模縮小の考えがあったため、権利者に所有権移転の相談をしたそうです。権利者も義務者の相談を受け、経営規模の拡大をするため引き受けることになったと申しておりました。両者とも申請について間違いのないことでした。

また、申請地の確認も12月29日に片岡推進委員さんで行いました。申請地はきれいに管理されておりました。

以上、問題ないと思われませんが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査報告をいたします。

1月7日、小倉推進委員さんと権利者宅に伺いお話を伺ってまいりました。義務者は出かけておりましたので、後で電話での確認となりました。

内容については、事務局の説明のとおりです。

この土地は権利者がずっと前から管理をしていて、今回、申請に上がったということでございます。何ら問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3から5の案件につきましては、一括して平賀久雄委員、お願いたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第1号、整理番号3から説明いたします。

概要については事務局説明のとおりでございます。

調査は、1月6日に伊藤推進委員と私で義務者宅、権利者宅を訪問、その後、現地調査を行いました。なお、義務者については高齢のため長男が同席、現地立会いのほうも長男がいたしました。義務者、権利者とも今回の申請内容に間違いないと回答を得ました。

全ての申請地は、現在進められている山辺地区土地改良事業区域内であり、今までは賃借権設定により貸付耕作されているということで、今後も継続して地区の担い手によって耕作することです。畑については権利者が野菜類を栽培するそうです。

次に、整理番号4と5について調査報告を申し上げます。

こちらの概要については、事務局説明のとおりでございます。

ちょっと申し遅れましたけれども、整理番号4と5について義務者のほうは同一人でございますので、併せて説明いたします。

義務者については相続管理人の弁護士であります。遠方のため1月5日に電話で聞き取り調査を行い、その結果、相続財産を処分するため申請内容に間違いないと回答を得ました。

整理番号4について、1月6日に伊藤推進委員と権利者宅に伺い、聞き取り調査及び現地調査を実施いたしました。申請内容に間違いはなく、自宅の近くでもあり、隣接農地も自己所有地で今後、野菜等を栽培したいということです。

なお、申請地はもともと親戚の所有地であったため、今まで年3回ほど草刈りを行い、維持管理をしていたという回答を得ました。現地もきれいに管理し、トラクターとかで耕うんすればすぐ作付ができる状況になっておりました。

続きまして、整理番号5について、こちらのほうも伊藤推進委員と私で権利者宅に聞き取り調査及び現地調査を行いました。その結果、申請内容に間違いはありません。山辺土地改良事業の役員から義務者の農地を購入できないかとお話があり、検討した結果、経営規模拡

大と山辺地区土地改良事業の推進のため、今回の申請になりましたとのことでした。詳細資料の土地一覧表の1から11までの11筆が、山辺地区土地改良事業区域内で一覧表の12の1筆はその区域外であります。

現地のほうを調査した結果、耕作されている土地と面積等が小さくて耕作されていない、草刈りだけをやってある状況の農地とに分かれておりました。権利者は熱心に農業に取り組んでおり、農機具等もそろっており特に問題はないと思われます。

以上、整理番号3から5について説明いたしました。いずれも特に問題はないと思われます。皆さんの慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより、整理番号1から5について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第1号の整理番号1から5に対する質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたし

ます。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを
議題といたします。

事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字笹塚、地目、田の2筆、合計面積2,012平方メートルを売
買により所有権移転し、建売分譲住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、左の上付近に2-1と示す箇所
でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の33ページから48ページまででございます。

計画の概要は、木造2階建て、建築面積62.1平方メートルの住宅7棟を建売分譲するもの
でございます。

事業を行う理由は、申請地は休耕地で後継者不足により営農の予定が立たず、今後の維持
管理が難しいため、権利者に土地を譲渡し、住宅地として有効利用するために計画したとの
ことでございます。

なお、権利者につきましては、ほかの土地の選定も検討いたしましたが、事業計画を踏ま

えた有効な土地が見つからないため、申請地に計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の融資証明書が添付されており、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認しましたところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、山砂による造成を行い、南側及び西側にコンクリートブロック積みを設置されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水は排水管に接続して、開発区域内の道路に設置される側溝から南側の排水路へ放流する計画であり、当該土地改良区から排水同意書が添付されております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、昨年の11月総会におきまして、議案第3号、整理番号1で所有権移転につき一度ご承認をいただいたものでございます。しかし、このたび事業内容を変更する必要が生じたことから一旦申請を取り下げ、再度申請が行われたものでございます。

なお、この案件につきましては、既に11月2日に権利者の代理人と現地で確認をしておりますので、今回は電話での調査とし、去る12月28日に権利者の代理人に電話調査を行いました。

た。

調査結果でございますけれども、変更内容につきましては当初埋立て造成を砕石で行う計画でございましたが、許認可手続の中で山武農業事務所から砕石から山砂に変更するよう指摘を受けましたのでそのように変更したいと、このようなお話でございました。

また、土留めにつきましては、南側及び西側のコンクリートブロック 5 段積みであったものを、高さが変わりましたので 4 段積みに変更する。この 2 点が主な変更内容でございました。

なお、開発に伴う許可事項につきましては、前回既に取得をしておりますので問題はないとのことでございます。

次に、義務者につきましては遠方のため、同じく 12 月 28 日に電話で確認をいたしましたところ、先月、権利者の代理人から説明があり、関係する書類に押印をして 11 月下旬に送付したとのことであり、間違いないのでよろしくお願ひしたいとそういうお話でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われませんが、慎重ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第 2 号、整理番号 1 について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第 2 号、整理番号 1 に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 号、整理番号 1 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第 2 号、整理番号 1 は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第 2 号、整理番号 1 につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（賃借料情報）

○議長 次に、日程第5、議案第3号、農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題といたします。

事務局から議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号は、農地の貸し借りをしようとする場合の目安となる賃借料につきまして、本年1月からの賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

詳細につきましては、戸田主任書記から説明をさせていただきます。

○戸田主任書記 本議案は令和5年1月からの賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

賃借料は昨年1月から12月までの1年間における、農地法第3条による農地の賃貸借や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、実際に締結された賃貸借のデータを基にして10アール当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を算出しております。

まず、田の部の賃借料につきましては、農業振興地域の農用地区域内の場合、398のデータを基にした平均額は1万2,100円、農用地区域外の場合、53のデータを基にした平均額は8,600円となります。参考といたしまして、大網白里市全域の平均額は1万1,800円となります。

次に、畑の部の賃借料につきましては、大網白里市全域で46のデータを基にした平均額は8,300円となります。この賃借料を物納している事例につきましては、コシヒカリ60キログラム当たり1万870円で換算して算出しております。

A4判1枚の大網白里市賃借料情報（参考）をご覧ください。

今回算出した賃借料につきまして、前年、令和4年の金額と比較すると、田の部は表の下から2段目の平均で1万1,200円から1万1,800円と値上がりしており、畑の部は9,200円から8,300円と値下がりしております。この賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので拘束力はなく、実際の契約の際には契約当事者間でよく協議した上で締結していただくこととなります。

次に、今後の予定につきましては、本総会におきまして賃借料情報の承認をいただくことができたら、広報の2月号に掲載させていただきたいと考えております。また、市のホームページにつきましては、今月中に掲載させていただいて、周知してまいりたいと考えて

おります。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

◎議案第4号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

事務局から議案第4号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ、所有権移転総括表をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は1人、所有権の移転をする者は1人、所有権の移転をする農用地の筆数及び面積は、田が1筆で、面積102平方メートル、畑はございませんので、合計面積は同じく102平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。整理番号1の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積の順に説明をさせていただきます。

なお、譲受人と譲渡人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、桂山、田が1筆、102平方メートル。

なお、整理番号1の譲受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して担当において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1について、調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

今月9日、鶴澤推進委員と2名で譲渡人に話を伺いに行きました。譲受人は10年で耕作を委託しており、今回更新ということで面積も少なく、それならば更新せず譲受人に売買にて話を通したところ、譲受人も承諾して今回の申請に至っております。

譲受人には電話で確認したところ、間違いがないということでした。譲受人は今回の申請地と隣接する耕作地を1枚の耕作地として数年前より耕作しており、問題がないと思いますが、皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号（利用権設定）（整理番号1～5）

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号5は農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第5号の整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の11ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は5人、利用権の設定をする者は5人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が16筆で、面積2万1,737平方メートル、畑が7筆で、面積1万3,670平方メートル、田と畑の合計面積は3万5,407平方メートルでございます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が3件、更新が2件の合計5件でございます。

整理番号1から5までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、金谷郷、田が1筆、1,473平方メートル、6年、物納。ここで大変申し訳ございませんが訂正をお願いしたく、「10アール当たり」と書いてございますのを「全面積」に修正をお願いいたします。全面積でコシヒカリ1等米120キログラム、新規。

整理番号2、四天木、田が1筆、2,062平方メートル、6年、物納、10アール当たり1等米90キログラム、更新。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

整理番号3、細草、畑が7筆、1万3,670平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

整理番号4、柳橋、田が2筆、3,268平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒ

カリ60キログラム、更新。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号5につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第3項第4号の規定に基づきます農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会におきまして、千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えさせていただきます。

整理番号5、九十根、田が12筆、1万4,934平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

なお、整理番号1から5の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件及び整理番号5につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されており、農業委員会等による調査は不要であるとの申合せが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、整理番号1につきまして調査報告いたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

1月6日に伊藤推進委員と私で、現地で貸付人、借受人に話を伺いました。貸付人については、耕作できないので誰かに耕作をお願いしたいと思っていたところ、近所に住む借受人が耕作してもよいとのお話があり、話がまとまりましたとのことでした。借受人については野菜が主に農業に取り組んでいますが、ライスセンターの構成員でもあり、特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3について、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号3について、調査報告いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

調査は、1月7日、市東推進委員と借受人にお会いし、貸付人には電話で確認しました。今回の申請に両方とも間違いのないことでした。借受人は貸付人と以前より知り合いであり、今回耕作の依頼を受け、また、自分も規模拡大をしたいということだったので、今回の申請に至ったとのことでした。

申請地にはネギが植えられておりました。施設、機械も整っており、特に問題ないと思いますが、皆様の慎重な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から5について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1から5について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から5の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第6号(非農地判断)(整理番号1～46)

○議長 続きまして、日程第8、議案第6号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局から議案第6号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の16ページから18ページにかけましてご覧ください。

議案第6号につきましては、昨年8月に農業委員及び農地利用最適化推進委員におきまして実施された農地利用状況調査の一次判定で再生困難農地となり、その後の非農地判断調査委員3名で実施されました現地調査の二次判定でも、再生困難農地となった農地であることに加えまして、その後、農業委員及び農地利用最適化推進委員による所有者への聞き取り調査結果を踏まえまして、抽出いたしました整理番号1から46までの各筆について、表の一番右側の列、判定地目（非農地判断後地目）の欄のとおり非農地とするものでございます。

各農地の大字等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

なお、本総会で非農地と判断された土地につきましては、所有者に対しまして非農地通知書を交付いたしますとともに、法務局などの関係機関へ非農地通知一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第6号について質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第6号について、一括して採決することについて異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第6号の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第9、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第10、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第

11、報告第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、日程第12、報告第4号、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について、日程第13、報告第5号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに、報告第1号についてご説明をさせていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べてございましたので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明をさせていただきます。

議案書の20ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は2件でございます。

各農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借または使用貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調べてございましたので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明をさせていただきます。

議案書の21ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可処分の取消しの願い出は1件でございます。

農地の所在地や権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

続きまして、報告第4号についてご説明をさせていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出は1件でございます。

農地の所在地や届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提出書類は調べてございましたので受理をいたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明をさせていただきます。

議案書の23ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は2件でございます。

法務局から照会のありました各農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認をいたしました。

法務局には、表の右から4列目になります現況欄に記載のとおり回答をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて日程第9から日程第13の報告事項を終了いたします。

最後に、各委員、事務局から、ご連絡があればお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○事務局 それでは、事務局から1点、連絡事項がございます。

農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております黒い表紙の2023年農業委員会手帳でございます。

この手帳につきましては、スケジュールのほかに農業委員会憲章や農業委員会等に関する法律などが記載されておりますので、農業委員会活動の際においてご活用くださるようお願いいたします。

なお、身分証明書につきましては、現在お使いの手帳から差し替えてご使用いただきますが、証明書の色は農業委員の方は緑色となっております。推進委員の方につきましては、紫色となっております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第9回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時08分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月10日

農業委員会長 鶴澤英夫

署名委員 小川一成

署名委員 実倉喜八郎